

平成29年11月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明																																
1	<p data-bbox="347 465 659 504">「条例案」 4件</p> <p data-bbox="252 555 742 683">秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件</p> <p data-bbox="252 790 414 824">○改正要旨</p> <p data-bbox="258 835 480 869">1 平成29年度</p> <p data-bbox="288 882 948 916">(1) 勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="309 922 1332 1111"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月(1.175月)</td> <td>1.325月(1.325月)</td> <td>2.50月(2.50月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.80月(0.80月)</td> <td>0.85月(0.80月)</td> <td>1.65月(1.60月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.975月(1.975月)</td> <td>2.175月(2.125月)</td> <td>4.15月(4.10月)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="316 1120 1150 1153">注 () は現行。なお、再任用職員についても引上げを実施</p> <p data-bbox="288 1164 1206 1198">(2) 特殊勤務手当のうち防疫等業務手当の支給範囲等を改める。</p> <p data-bbox="258 1209 544 1243">2 平成30年度以後</p> <p data-bbox="288 1254 948 1288">(1) 勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="309 1294 1332 1482"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月(1.175月)</td> <td>1.325月(1.325月)</td> <td>2.50月(2.50月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.825月(0.80月)</td> <td>0.825月(0.85月)</td> <td>1.65月(1.65月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.0月(1.975月)</td> <td>2.15月(2.175月)</td> <td>4.15月(4.15月)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="316 1491 1362 1525">注 () は1の改正後。なお、再任用職員についても支給割合の改正を実施</p>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)	勤勉手当	0.80月(0.80月)	0.85月(0.80月)	1.65月(1.60月)	合計	1.975月(1.975月)	2.175月(2.125月)	4.15月(4.10月)	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)	勤勉手当	0.825月(0.80月)	0.825月(0.85月)	1.65月(1.65月)	合計	2.0月(1.975月)	2.15月(2.175月)	4.15月(4.15月)	<p data-bbox="754 555 916 589">○改正理由</p> <p data-bbox="754 600 1388 779">一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特殊勤務手当のうち防疫等業務手当の支給範囲等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p data-bbox="754 1536 952 1570">○施行期日等</p> <p data-bbox="754 1581 1388 1664">施行は、公布の日から。ただし、2は平成30年4月1日から。</p> <p data-bbox="788 1675 1372 1758">1(1)は平成29年12月1日から適用する。その他給与改定に伴う所要の調整を行う。</p>
区分	6月期	12月期	合計																															
期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)																															
勤勉手当	0.80月(0.80月)	0.85月(0.80月)	1.65月(1.60月)																															
合計	1.975月(1.975月)	2.175月(2.125月)	4.15月(4.10月)																															
区分	6月期	12月期	合計																															
期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)																															
勤勉手当	0.825月(0.80月)	0.825月(0.85月)	1.65月(1.65月)																															
合計	2.0月(1.975月)	2.15月(2.175月)	4.15月(4.15月)																															

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○改正理由
特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨
期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成29年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 525月 (1. 525月)	1. 575月 (1. 525月)	3. 10月 (3. 05月)

注 () は現行

(2) 平成30年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 55月 (1. 525月)	1. 55月 (1. 575月)	3. 10月 (3. 10月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等
施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成30年4月1日から。
(1)は、平成29年12月1日から適用する。
その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

○改正理由
教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨
期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成29年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 525月 (1. 525月)	1. 575月 (1. 525月)	3. 10月 (3. 05月)

注 () は現行

(2) 平成30年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 55月 (1. 525月)	1. 55月 (1. 575月)	3. 10月 (3. 10月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等
施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成30年4月1日から。
(1)は、平成29年12月1日から適用する。
その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

4 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成29年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.50月(1.50月)	1.575月(1.525月)	3.075月(3.025月)

注 () は現行

(2) 平成30年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.525月(1.50月)	1.55月(1.575月)	3.075月(3.075月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成30年4月1日から。

(1)は、平成29年12月1日から適用する。

その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。